

# 救命艇手規則の一部改正について

平成23年6月  
海事局運航労務課

## 1. 改正の経緯

平成22年5月に策定された「国土交通省成長戦略」に関する報告において、外航海運の分野におけるクルーズ振興の必要性が提言され、その実現のための課題の一つとして、船員法に基づく救命艇手資格に係る認定手続きの簡素化が求められた。

現行制度上、国際航海に従事する救命艇手選任義務船舶<sup>※</sup>については、当該船舶に搭載される救命艇等の数に応じ、必要な数の救命艇手資格受有者を選任しなければならない。

しかしながら、国際航海に従事する救命艇手選任義務船舶のうち沿海区域を航行区域とする船舶にあっては、救命艇の搭載が免除され、膨脹式救命いかだのみの搭載が認められていることから、制度の合理的な見直しを図るため、そのような船舶における救命艇手の配乗要件の緩和等を内容とする改正を行う。

※ 救命艇手選任義務船舶：

- ① 旅客船
- ② 旅客船以外の最大搭載人員100人以上の船舶

## 2. 改正の概要

- (1) 国際航海に従事する船舶であって沿海区域を航行区域とする船舶のうち、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）に基づき救命艇の搭載が免除されている船舶（日韓航路就航船等）については、搭載される膨脹式救命いかだに選任する救命艇手の員数に、限定救命艇手の員数を含めることができることとする。
- (2) (1)の改正に伴い、限定救命艇手適任証書の様式について、限定救命艇手が、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）の基準に適合している旨を加える等所要の改正を行う。

## 3. 今後の予定

公 布：平成23年 8月上旬

施 行：平成23年10月上旬